

# 富士見市美化推進計画



平成22年4月

富士見市

# 目次

1	計画の基本的事項	2
1	1 計画の背景と目的	2
2	2 計画の位置付け	2
3	3 計画の期間	2
2	2 計画の基本方針	3
3	3 美化推進計画	4
1	1 始めよう 目を向け気づく まちの美化	4
2	2 育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）	5
3	3 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動	6
4	4 広げよう チームワークで 美化運動	7
4	4 計画の推進体制	
1	1 推進体制	8
2	2 推進組織	8
5	5 計画の進行管理	
1	1 計画の実行	9
2	2 実績の公表	9
3	3 計画の点検・見直し	9
別表 1	美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域	10

## 《資料編》

資料 1	富士見市をきれいにする条例	13
資料 2	富士見市美化推進計画市民検討委員会設置要綱	16
資料 3	富士見市美化推進計画市民検討委員会委員名簿	17
資料 4	富士見市美化推進計画市民検討委員会開催状況	17

# 1 計画の基本的事項

## 1 計画の背景と目的

路上の空き缶や、放置された犬のふん、たばこの吸い殻など、街に出れば投げ捨てられたごみを見ないことはほとんど無いほどに、たくさんのごみが落ちていきます。ごみの投げ捨て等の行為は、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、新たな投げ捨てを助長するなどの良くない影響を周辺に及ぼします。また、歩行しながらの喫煙がもたらす受動喫煙の問題や、手に持ったたばこの火の危険性についての関心も高まっています。

平成19年10月に施行された「富士見市をきれいにする条例」は、ごみの投げ捨てや犬のふんの放置、路上喫煙といった行為について基本的なルールを定めることにより、きれいで安全なまちづくりを進めることを目的としています。

この条例の掲げる理念を実現するために、市民・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画として、「富士見市美化推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」の掲げる理念を実現するため、条例第14条の規定に基づく「美化推進計画」として位置付けられています。

参考
(美化推進計画) 第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。 (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項 (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項 (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項 (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

## 3 計画の期間

計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間を原則とします。

## 2 計画の基本方針

ごみの投げ捨て等の無い、清潔で美しいまちづくりを目指すために、以下の4項目を基本方針として定めます。

### 《始めよう 目を向け気づく まちの美化》

地域の環境美化についてのさまざまな情報を、多くの人々が共有し、相互に関心を高めることができるよう、市民・事業者・行政が情報を積極的に発信します。

### 《育てよう 一人ひとりの 美化意識（捨てる人から拾う人へ）》

地域の環境やそこに住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、美化意識を育むとともに、子どもたちへの環境教育を社会全体で進めます。

### 《取り組もう 「きれい」を守る 美化活動》

きれいな道路や適正に管理された土地には、新たな投げ捨てや不法投棄はされにくいものです。まちがきれいであり続けられるよう、日々の美化活動に努めるとともに、条例の理念を実現するための環境づくりを進めます。

### 《広げよう チームワークで 美化運動》

地域で活動している個人や団体のネットワークづくりを推進することで、それぞれの主体が相互に連携し、まちぐるみで環境美化の取り組みを進められるような体制づくりをします。

### 3 美化推進計画

#### 1 始めよう 目を向け気づく まちの美化

投げ捨てられたごみや、置き去りにされた犬のふんの無い、きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境に目を向けて、関心を持つことが必要です。地域で環境美化に関する活動をしている団体や個人が、どのような取り組みを行っているのかを広くPRすることや、地域の環境美化に関するイベント等を開催することによって、より多くの人々が身近な環境に関心を持てるようにすることが、まちをきれいにする第一歩です。

##### 市民の役割

- ・地域の環境に関する情報を積極的に収集したり、環境美化などのイベントに参加したりすることで、身近な環境に関心を持つよう努めます。
- ・地域で環境美化に関する活動をしている市民団体等は、自らの活動が多くの人の目に触れるように、PR活動を積極的に行います。

##### 事業者の役割

- ・自らの取り組んでいる地域の美化活動や、環境にやさしい活動を広くPRします。
- ・環境美化に関するイベントを積極的に開催します。

##### 行政の役割

- ・地域の環境やごみについての講座を開催し、啓発に努めます。
- ・「(仮称)美化だより」をつくり、地域で行われている美化活動などについて紹介します。
- ・地域の環境美化に関する取り組みを、広報を通じてPRするとともに、メディアへの積極的な情報提供を行います。
- ・環境美化のポスターや標語を募集するとともに、啓発活動の際に積極的に活用します。
- ・全市一斉に清掃活動に取り組む「(仮称)クリーン週間」や、「(仮称)富士見市をきれいにする日」などを設けるよう検討します。
- ・「富士見市をきれいにする条例」の趣旨をより多くの人に知ってもらうためのキャンペーンを継続的に実施します。

## 2 育てよう 一人ひとりの 美化意識 ~捨てる人から拾う人へ~

投げ捨てられたごみや犬のふんは、近隣に住む人や通行人を不快な気分させるだけでなく、新たな投げ捨てを助長するなど、良くない影響を及ぼします。まちをきれいに保とうとする意識を、市民一人ひとりが持つことによって、そうした行為をしないようにする心を育むことが必要です。また、まちがきれいであり続けられるように、自宅の周囲の美化に努めることや、捨てられたごみを拾おうとする気持ちもまた大切です。市民一人ひとりが他人を気づかう思いやりを持つことが、みんなが快適に暮らせるまちをつくるのです。

特に、富士見市の将来を担う子どもたちの美化意識を育むことは重要です。教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体での教育をしていくことが重要です。

### 市民の役割

- ・ 軽い投げ捨てだと思っても、それが周囲に与える影響を考え、絶対にしません。
- ・ 道路が市民共同で利用するものであることを認識し、犬のふんは放置せず回収します。
- ・ 道端のごみは、たとえ自分が捨てたものでなくても拾うよう心がけます。
- ・ 外出先で出たごみは、自宅に持ち帰るよう心がけます。
- ・ 家庭ごみの分別や清掃活動に家族ぐるみで取り組み、全員で美化意識を高めます。

### 事業者の役割

- ・ 地域の一員としての意識を持ち、積極的に周辺の美化に努めます。
- ・ 社員研修等を通じて、社員の地域への美化意識、環境に配慮する意識を養います。

### 行政の役割

- ・ 美化意識の向上のために必要な情報提供や、イベントの開催をします。
- ・ 学校教育で、地域の美化意識を育む内容を更に充実させます。
- ・ 環境美化の啓発のためのDVDなどを作成し、環境教育を積極的に行います。

### 3 取り組もう「きれい」を守る 美化活動

丁寧に掃き清められた道路や、こまめに管理された土地には、新たな投げ捨てや不法投棄はされにくいものです。市民・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき、積極的に美化活動に取り組むことによって、普段からきれいな環境づくりをしておくことが重要になります。

#### 市民の役割

- ・ごみの分別をきちんと行い、集積所をきれいに保ちます。
- ・自宅の周囲を清掃するとともに、地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・通勤・通学路など、日常生活で使用している道路の清掃に努めます。
- ・散歩など、外出の際にはごみを拾うよう努めます。
- ・不法投棄が特に多い場所には、投げ捨て防止の看板などを掲示します。
- ・粗大ゴミなどの不法投棄を見つけたら市に知らせます。
- ・路上喫煙禁止区内では路上喫煙はしません。
- ・路上喫煙禁止区域以外でも路上喫煙はしないよう努めます。

#### 事業者の役割

- ・事業所で出たごみはきちんと分別し、適正に処理します。
- ・事業所の周辺の清掃を行うとともに、地域の一員としての自覚を持ち、地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・飲料の自動販売機を置く事業者及び設置場所の管理者は、回収容器を設置するとともに、自動販売機の周囲を清潔に保ちます。
- ・路上喫煙禁止区域以外でも路上喫煙はしないよう、従業員に働きかけます。

#### 行政の役割

- ・ごみの投げ捨てや犬のふんの放置を防止するための看板を作成し、希望者に配布します。
- ・不法投棄の通報があったときには、関係機関と協議し、速やかに処理します。
- ・不法投棄を防止するためのパトロールを実施します。
- ・地域の美化活動に利用してもらうために、不法投棄などの情報を提供します。
- ・美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域（別表1参照）を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に推進します。
- ・市民に周知するために、路上喫煙禁止区域の看板などを設置します。
- ・路上喫煙者への啓発及び指導をするために、路上喫煙監視パトロールを実施します。

## 4 広げよう チームワークで 美化運動

きれいなまちをつくるためには、市民一人ひとりが地域の環境に配慮するだけでなく、ご近所同士が一緒になって取り組むことも求められています。日頃のコミュニケーションや町会・自治会の活動に参加することによって、お互いに協力できる雰囲気づくりをしておくことが大切です。

それと同時に、富士見市全体の環境美化に向けた取り組みの推進のために、さまざまな主体が交流し、情報交換できるようにするための組織づくりをすることで、富士見市の美化をまちぐるみで進めることが重要です。

### 市民の役割

- ・日頃のコミュニケーションを活発にし、環境美化を近隣同士で進めます。
- ・ごみを投げ捨てる人や、犬のふんを置き去りにする人がいたら、声かけをするよう努めます。
- ・町会や自治会に環境部などを設置し、地域の環境美化について話し合います。
- ・美化推進重点区域などで積極的な活動をするための、仕組みづくりを検討します。
- ・地域で環境に関する活動をしている市民団体等は、他の団体との交流や情報交換を積極的に行い、協力の輪を広げます。

### 事業者の役割

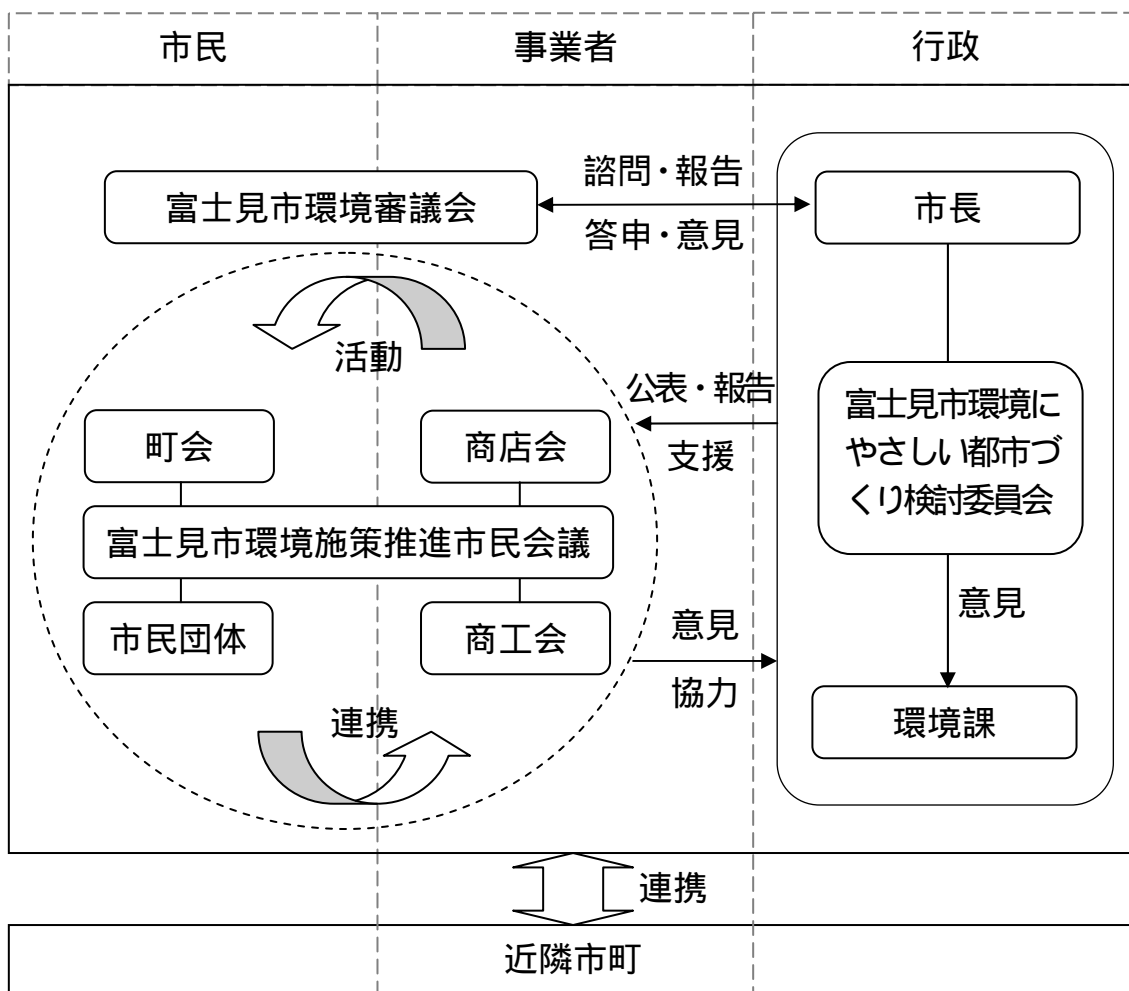
- ・地域の住民や町会、市民団体などと積極的に交流し、地域の環境美化についての情報交換や活動を行います。
- ・商店会などに、ごみの分別や美化活動について一致した行動が取れるよう努めます。
- ・美化活動の協賛企業になるよう努めるとともに、自らの活動に際しては、他の企業に協力を呼びかけます。

### 行政の役割

- ・地域で環境に関する活動をしている団体等の情報を収集し、市民に情報を提供します。
- ・清掃活動をしている事業者や町会、市民団体との連携を深めるための交流や情報交換を行う場を提供します。
- ・個人で活動しているボランティアの受け皿となる登録制度について検討します。
- ・環境美化などのイベントに、多くの市民・事業者からの協力が得られるよう、呼びかけを行います。

## 4 計画の推進体制

### 1 推進体制



### 2 推進組織

#### 富士見市環境施策推進市民会議

富士見市の環境の保全及び創造のために、市民・事業者・行政が相互に連携しながら、それぞれの役割や能力に応じた取り組みを行っていく組織です。

#### 富士見市環境審議会

学識経験者や市民団体の代表などから構成され、市長からの諮問に応じて、富士見市の環境の保全及び創造についての調査・審議を行い、必要に応じて意見を述べる組織です。

#### 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

環境施策についての検討・調整をする行政内部の組織です。

## 5 計画の進行管理

### 1 計画の実行

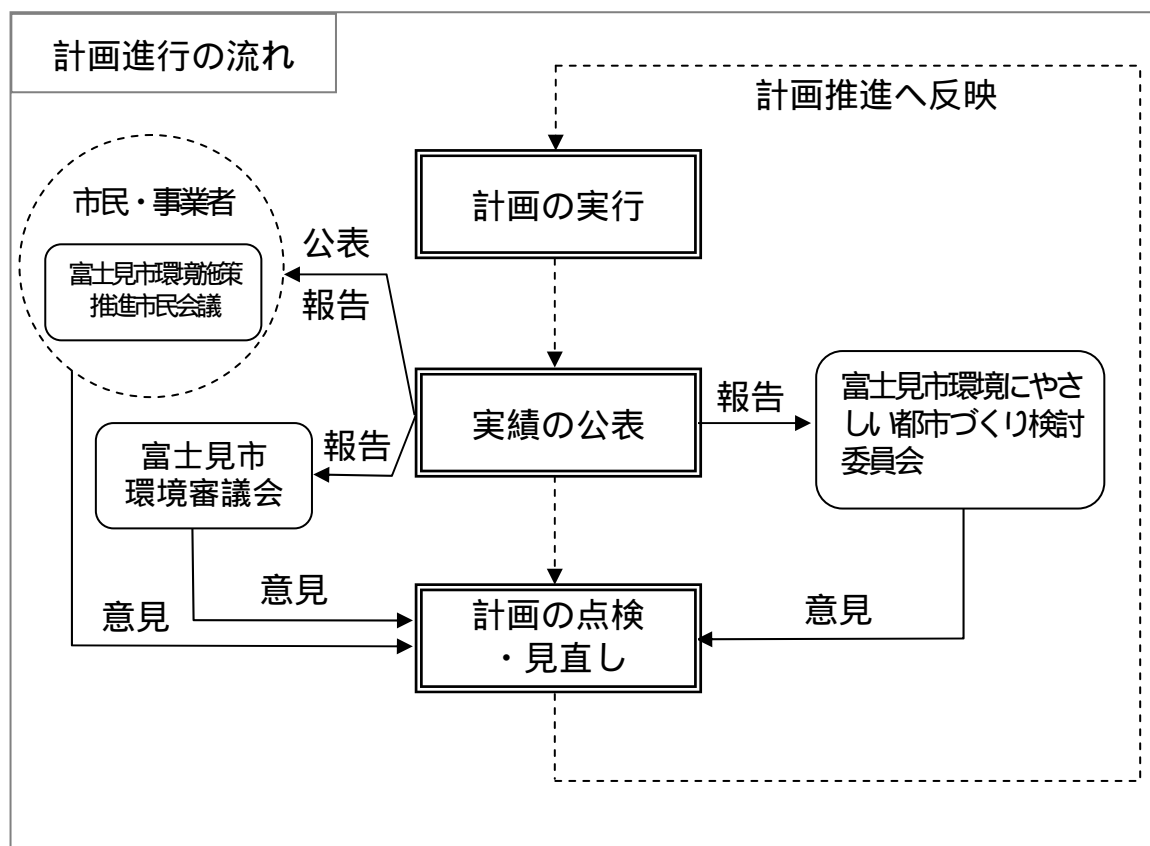
市民・事業者・行政のそれぞれの主体が、計画に沿った取り組みを実施し、地域の環境美化をまちぐるみで進めていきます。

### 2 実績の公表

計画に基づく取り組みの実績を取りまとめ、年次報告書「富士見市の環境」や市のホームページなどで広く公表します。

### 3 計画の点検・見直し

公表された取り組み実績に対して、市民・事業者や環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議から意見を収集し、次年度以降の計画の推進に反映させます。また、社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域など、計画の内容についての見直しを行います。





別表 1

美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域  
(平成22年10月1日から施行)

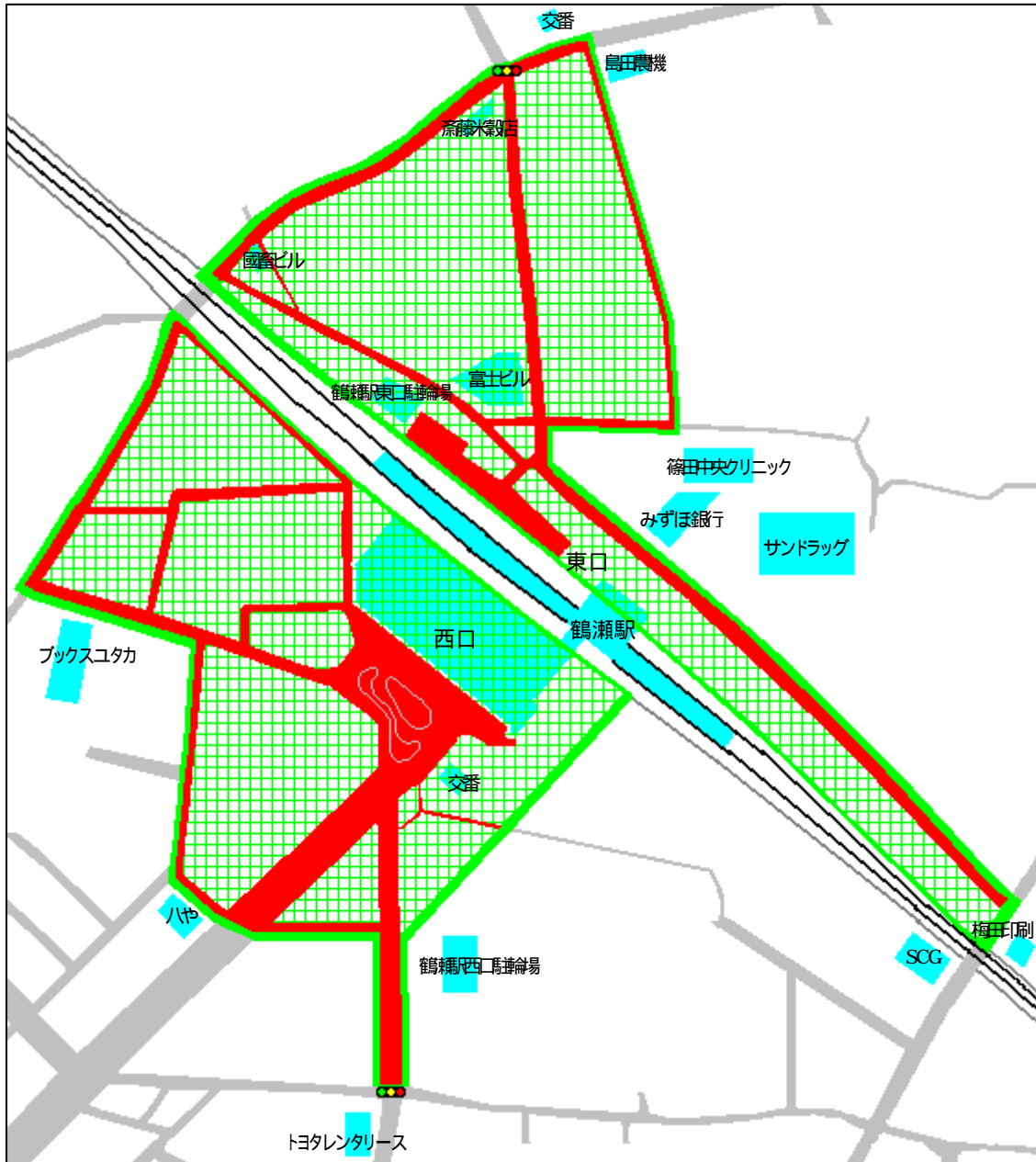
みずほ台駅周辺





 美化推進重点区域

 路上喫煙禁止区域

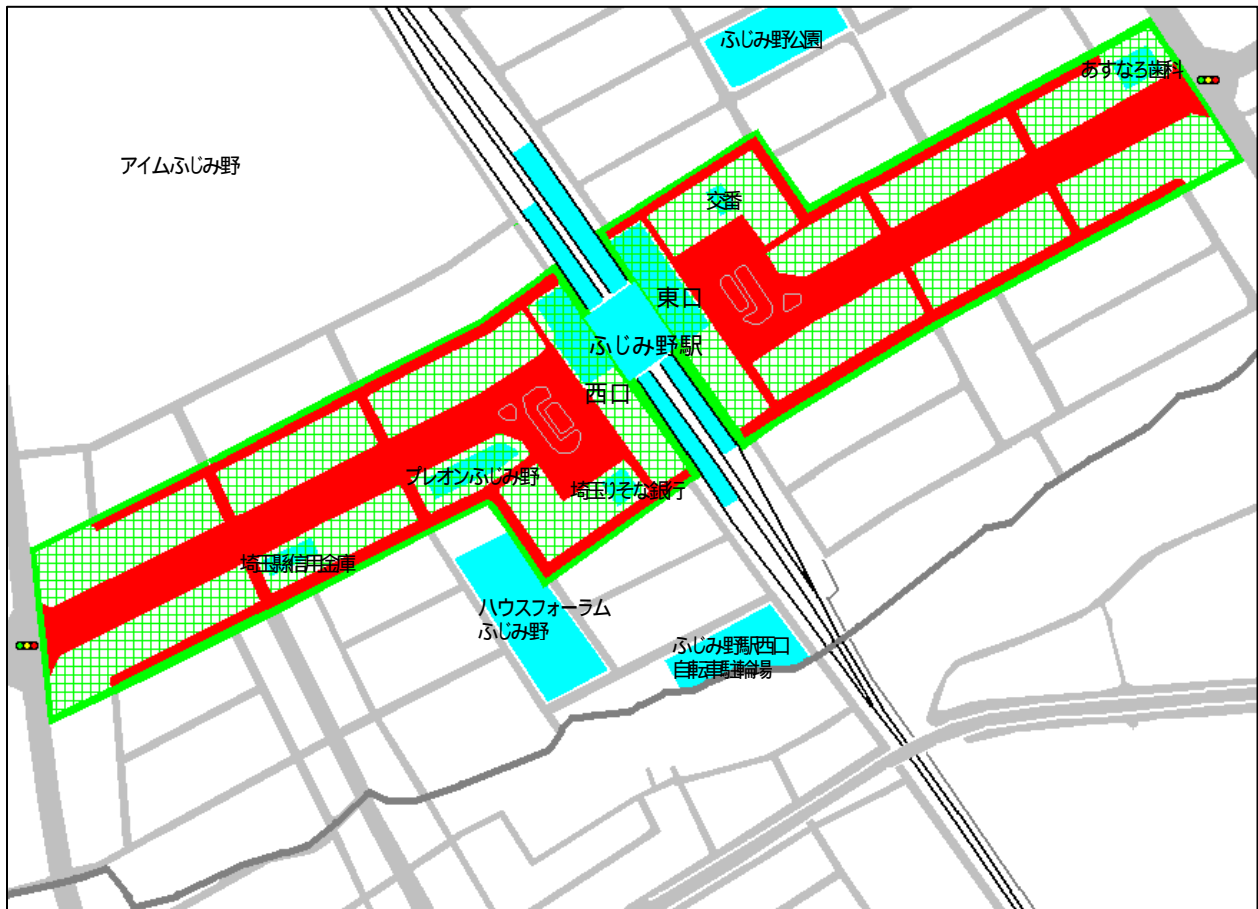
# 鶴瀬駅周辺

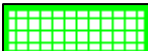



 美化推進重点区域

 路上喫煙禁止区域

# ふじみ野駅周辺



 美化推進重点区域

 路上喫煙禁止区域

# 資料編

## 資料 1

### 富士見市をきれいにする条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。

(2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。

(3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるものをいう。

(4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。

(5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。

(7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。

(8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。

(9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

#### (市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。

3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

#### (市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

## 資料 2

### 富士見市美化推進計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 富士見市美化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、富士見市美化推進計画市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関する事項について調査及び検討を行うこと。
- (2) 推進計画の素案を市長に提出すること。

(組織)

第 3 条 委員会は委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、推進計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、まちづくり環境部環境課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 1 月 25 日から施行する。

## 資料3

富士見市美化推進計画市民検討委員会委員名簿  
(順不同・敬称略)

区分	委員名	備考
学識経験者	草村 久美子	
行政	清水 實	
	倉原 政善	委員長
事業者	柳川 文男	
	羽石 裕子	
	柳田 栄一	
市民団体	柳田 政男	
	北澤 恵	副委員長
	川上 千恵子	
公募市民	岡澤 厚子	

## 資料4

富士見市美化推進計画市民検討委員会開催状況

会議	開催日	議 題
第1回	H21. 7.22	委嘱式 / 委員長、副委員長の選出 / 美化推進計画について / 今後のスケジュールについて
第2回	H21. 8.10	計画の基本的事項について / 計画の目標について
第3回	H21. 8.31	計画の基本的事項についての確認 / 計画の目標について
第4回	H21. 9.16	「進めようチームワークで美化運動」について / 「まちの美化守る決め手は市民(みんな)の目」について
第5回	H21.10. 7	「まちの美化守る決め手は市民(みんな)の目」について
第6回	H21.12. 4	美化推進計画書(案)について
第7回	H22. 4. 6	パブリックコメントの結果について

---

---

## 富士見市美化推進計画

平成 2 2 年 4 月

---

---

発行 富士見市  
編集 富士見市まちづくり環境部環境課

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1  
電話 049-251-2711(代) FAX 049-253-2700  
この冊子は再生紙を使用しています。